



長野県報

3月9日(火)
平成16年
(2004年)
号外

目次

告示

家畜伝染病予防法に基づき求められる報告(畜産課) 1



長野県告示第138号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第52条の規定により、次のとおり報告を求めます。

平成16年3月9日

長野県知事 田中康夫

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため

2 報告すべき者

鶏、あひる、うずら及び七面鳥の飼養羽数の合計が1,000羽以上である農場の所有者

3 報告すべき事項

2の農場における毎週の月曜日から翌週の日曜日までの間の次の各号に掲げる事項

(1) 飼養羽数

(2) 死亡羽数

(3) 高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無

4 報告書の提出期限

毎週1回、翌週の水曜日午前中まで(第1回目の提出期限は平成16年3月24日(水)の午前中まで)

ただし、高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できないような事態が生じた場合は、直ちに報告するものとします。

5 その他必要な事項

(1) 報告書の提出先は、2の農場が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所とします。

(2) この告示により報告を求める期間は、別に通知するまでの間とします。

(3) この告示により求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金に処せられます(家畜伝染病予防法第65条第13号)。

畜産課